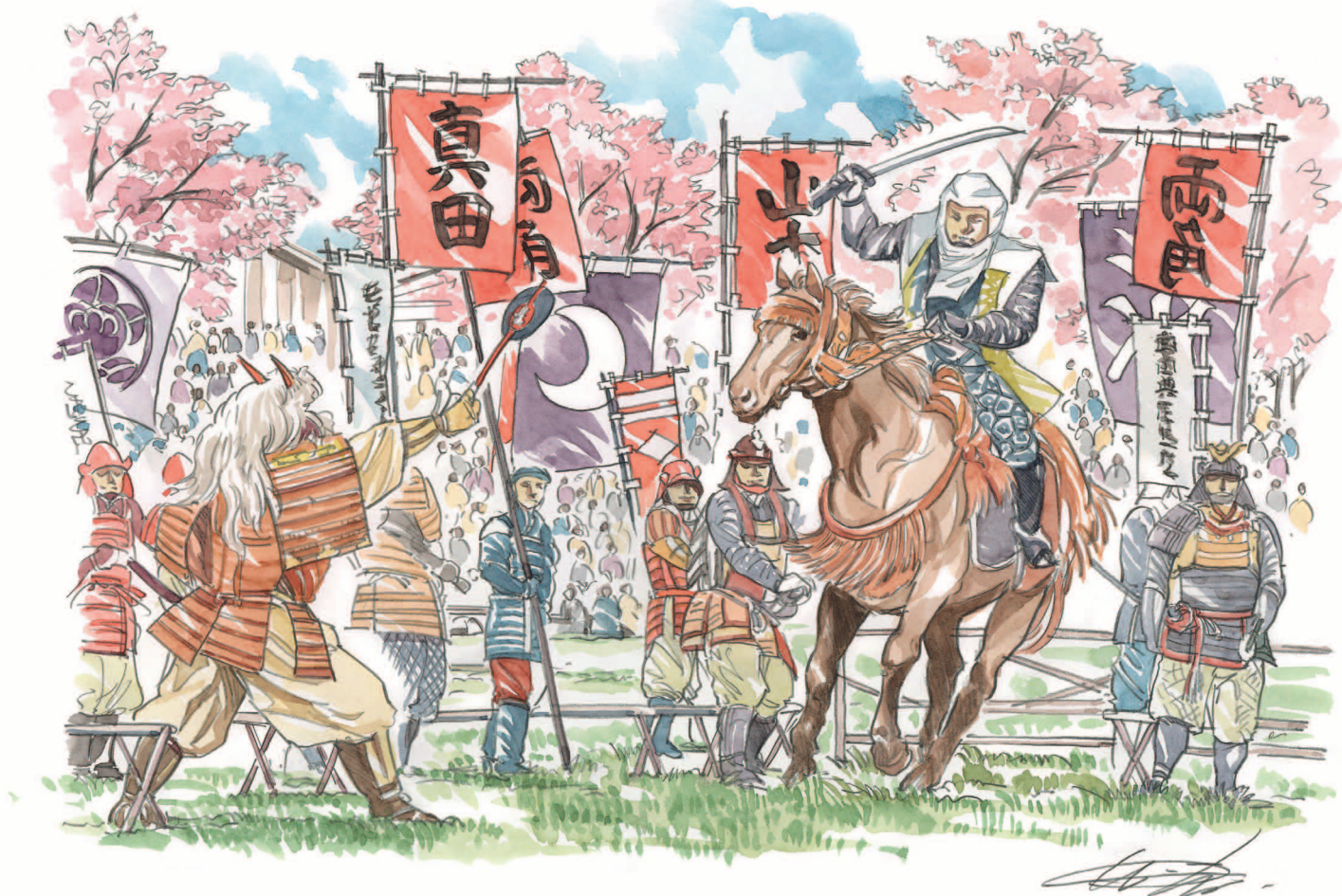


# DISCLOSURE

ディスクロージャー

# 2021



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

# CONTENTS

ごあいさつ	1
プロフィール	2
役員	3
組織・事務分掌	4
コンプライアンス態勢	5
信用補完制度について	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ	11
信用保証の内容	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧	14
中期事業計画(令和3年度～令和5年度)	16
令和3年度経営計画	17
令和2年度の主な取り組み	
中小企業者に寄りそった信用保証の推進	18
地域課題の解決に向けた取り組みの充実	20
外部評価委員会の評価及び公表	24
令和2年度事業報告	
事業概況	28
基本財産	31
貸借対照表	32
収支計算書	34
統計	
信用保証業務の推移	36
金融機関別保証状況	38
業種別保証状況	39
制度別保証状況	40

## 会章 (マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字 ysh を鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

## コミュニケーションネーム

YAMAGATA GUARANTEE  
ヤマガタ                      ギャランティ

ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

## 浪漫山形百景

表紙イラスト「米沢上杉まつり」

裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



## ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 沼澤 好徳

皆様方には平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山形県信用保証協会を多くの皆様にご利用いただくため、「わかりやすく・読みやすく」を旨とするディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務全般について、理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内中小企業者の資金需要が急増したことを受け、金融機関との連携をより緊密にしながら迅速かつ柔軟な金融支援に取り組んだ結果、保証承諾額並びに保証債務残高のいずれも当協会創設以来最多の水準となりました。とりわけ、県・市町村、金融機関及び当協会も含めた4者の連携により創設された、最長10年2億円を限度とする無利子・無保証料の本県独自の制度である「地域経済変動対策資金」や、国の制度である「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の利用が大きく伸長し、新型コロナウイルス感染症関連資金の保証承諾額だけで2,600億円を超えております。経済危機ともいえる厳しい局面に対し、県を挙げて取り組み、県内中小企業者のお手元に遅滞なく資金を提供することができたものと考えており、県内金融機関を始めとする関係各位に改めて感謝を申し上げます。

今年度から来年度にかけては、多くのご利用先でコロナ関連資金の償還が始まります。返済条件緩和への対応はもとより、デジタルトランスフォーメーションの推進や経営戦略の見直し等、様々な事業変容をしっかりとサポートしていくことが重要になってまいります。当協会といたしましては、金融機関や関係機関との連携・協働により、モニタリングと経営支援を融合した取り組みを組織を挙げて進めてまいります。

今後も経営の透明性と健全性を堅持し、アフターコロナの時代を見据えながら、やまがた創生に向けて役職員一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年9月



# プロフィール

(令和3年9月1日現在)

認可	昭和24年8月24日				
業務開始	昭和24年9月22日				
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人				
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。				
基本財産	239億498万円 内訳 基金 108億4,073万円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">出捐金</td> <td style="border-left: 1px solid black;">72億9,795万円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">金融機関負担金</td> <td style="border-left: 1px solid black;">35億4,278万円</td> </tr> </table> 基金準備金 130億6,425万円	出捐金	72億9,795万円	金融機関負担金	35億4,278万円
出捐金	72億9,795万円				
金融機関負担金	35億4,278万円				
保証債務の最高限度	1兆2,741億3,543万円(基本財産の53.3倍)				
保証債務残高	件数 36,126件 金額 4,837億9,298万円(令和3年3月末現在)				
保証利用企業者数	15,229企業(県内対象事業者数 38,726企業)【利用率 39.3%】				
役員	理事長 1名 常務理事 2名 非常勤理事13名 常勤監事 1名 非常勤監事 2名 (詳細は次頁のとおり)				
職員	95名(男性56名、女性21名、派遣職員18名)				

## ● 基本理念

**わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、  
地域を支える中小企業者の  
信用力の創造と経営力の向上のために、  
ともに考え、ともに歩んでまいります。**

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、以下のとおり「基本理念」を定めます。

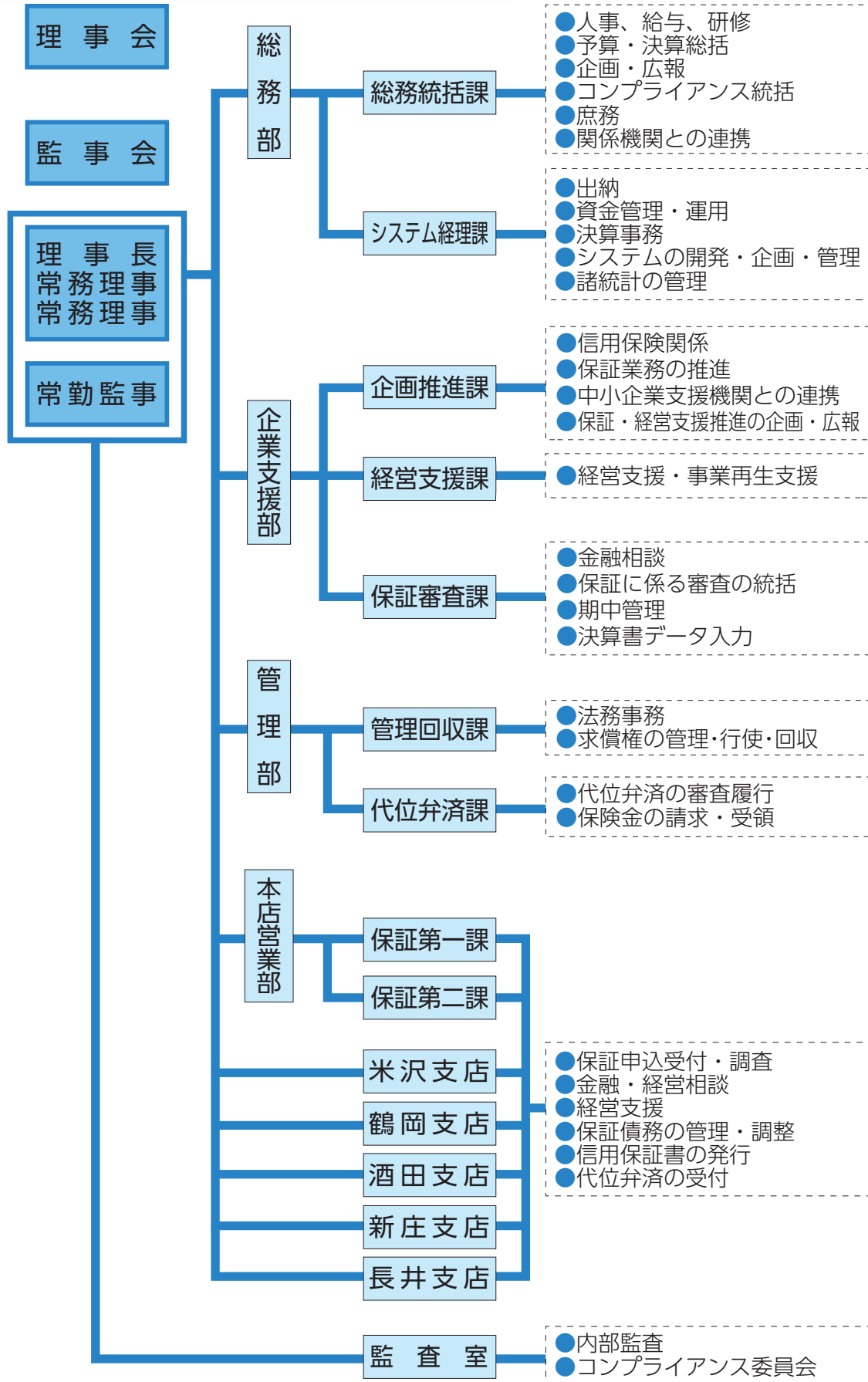
(平成30年4月1日 制定)

# 役員 (令和3年9月1日現在)

## 就任年月日

理事長	沼澤好徳	令和2年4月1日 (令和2年3月23日理事就任)	常勤	
常務理事	武田睦	令和2年4月1日	//	
常務理事	荒井隆広	令和3年4月1日	//	
理事	渡辺将和	令和3年4月1日	非常勤	山形県産業労働部長
//	佐藤孝弘	令和3年4月1日	//	山形県市長会会長
//	原田俊二	令和3年5月17日	//	山形県町村会会長
//	長谷川吉茂	平成17年6月28日	//	山形銀行頭取
//	田尾祐一	令和2年4月1日	//	荘内銀行頭取
//	川越浩司	令和3年6月24日	//	きらやか銀行頭取
//	山下千尋	令和3年4月1日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	加藤秀明	令和2年6月5日	//	山形県信用金庫協会会長
//	西塚一彦	平成26年7月23日	//	山形県信用組合協会会長
//	矢野秀弥	令和2年2月25日	//	山形県商工会議所連合会 会長
//	安房毅	平成30年6月7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木覺	平成21年5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	平山雅之	平成29年7月15日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	青木和夫	令和3年4月1日	常勤	
監事	泉洋之	令和2年4月1日	非常勤	山形県会計管理者
//	水上進	令和2年7月23日	//	弁護士

# 組織・事務分掌



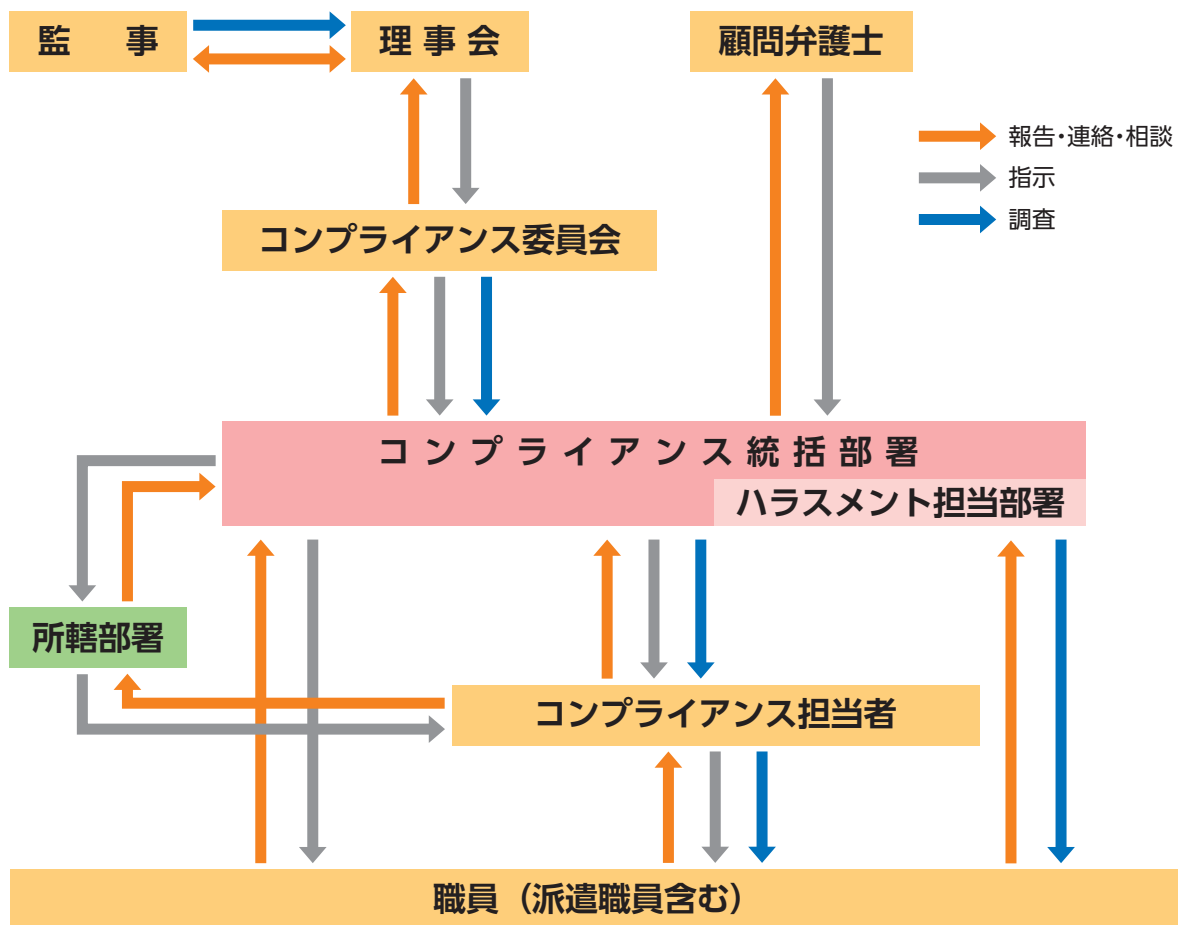
# コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会は高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

## ● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

## ● コンプライアンス組織体制図



## ● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

●当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

●お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

●当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。

●委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

●法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

●請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送ください。

●個人データの開示及び利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

### (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

●当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

●お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。

●お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

●(6)(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(最終頁に掲載)



## ● 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
  - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
  - ②保証申込・条件変更申込の受付
  - ③保証利用資格の確認
  - ④保証・条件変更の審査
  - ⑤保証・条件変更の決定
  - ⑥保証取引の継続的な管理
  - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
  - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
  - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
  - ⑩市場調査及びデータ分析ならびにアンケート等の実施
  - ⑪各種保証制度利用のご提案
  - ⑫保証料の返戻
  - ⑬求償権の行使
  - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
  - ⑮その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

### 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### 3. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

### 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

### 5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

## 6. 個人情報の第三者提供について（法23条1項関係）

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書

## 7. 共同利用に関する事項（法23条5項3号関係）

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

### (1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

### (2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会  
具体的な名称については当協会ホームページをご覧ください。
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

### (3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

### (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

## 8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

### (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称

山形県信用保証協会

### (2) すべての保有個人データの利用目的

1. をご参照ください。

### (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法32条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

#### ①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要な書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

#### ②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書（A）をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）及び依頼人確認のための書類（C）（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。

#### (A) 当協会所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示等申請書

#### (B) 本人確認のための書類

（例）運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通

#### (C) 依頼人確認のための書類

- ・印鑑証明書（依頼人）

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

(B) 委任による代理人の場合

- ・当協会所定の代理人選任届 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額及びその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※ 手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※ 「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 苦情の受付窓口に関する事項（法27条1項4号、施行令8条、法35条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号023-647-2245

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

10. 備考

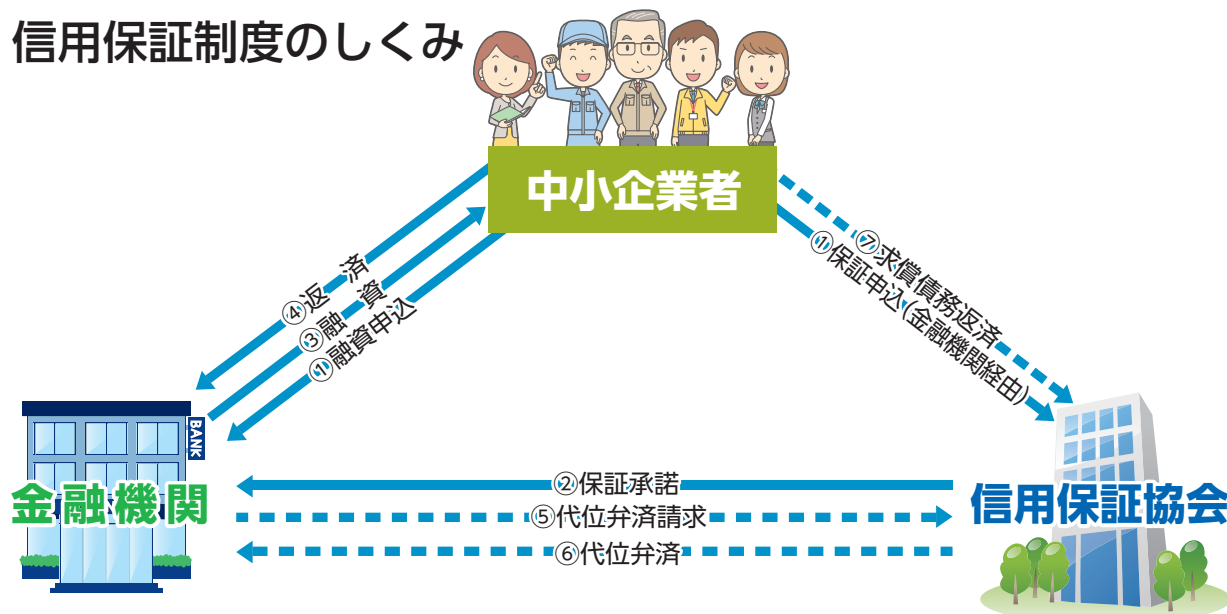
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

# 信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

## ● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

## ● 信用保険制度のしくみ

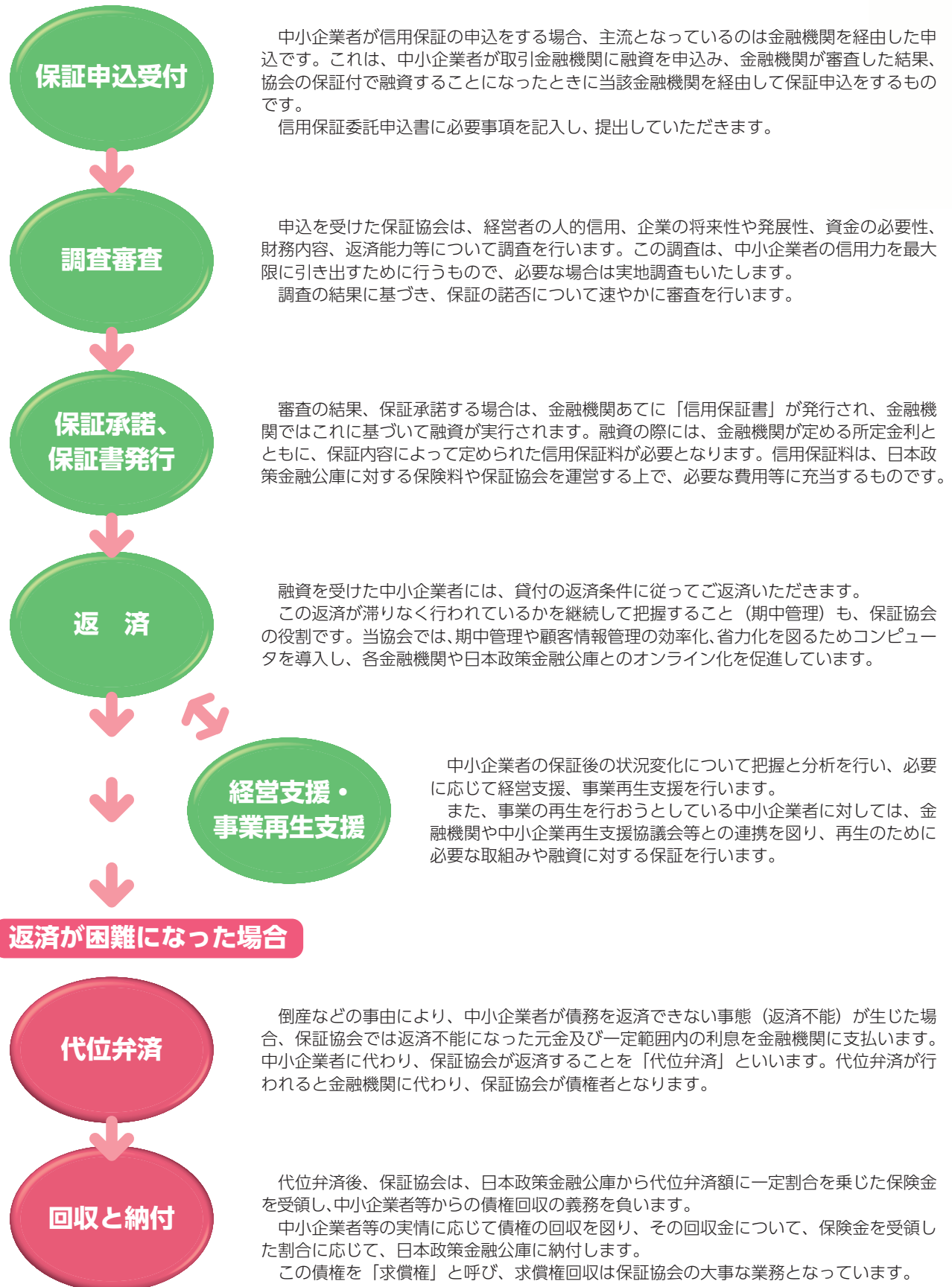


- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。



## ● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。



# 信用保証の内容

## ● 信用保証のご利用について

### ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりませんが、創業関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

### 企業規模

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下

政 令 指 定 業 種	資 本 金	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業*	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\*自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

### 保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 資金使途

中小企業者がその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。  
したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

## 保証限度

個人・法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証2億円)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。  
※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

## 信用保証料率体系

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

## 信用保証料率体系

経営状況に応じた9区分の料率体系（弾力化保証料率）となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

## 連帯保証人

原則として、連帯保証人は法人の場合は代表者以外不要、個人事業主の場合は不要です。但し、法人の場合、一定の経営状況によって、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。

※事情により第三者が保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

## 担 保

担保は必要な場合があります。

## ● 主な保証制度一覧 (令和3年4月現在)

保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有	
一般保証	通常の運転・設備の借入に	○	
短期継続型保証「たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに	○	
税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに (税理士からの推薦が必要)	○	
発展支援長期保証「はってん」	まとまった資金を長期間調達したいときに	○	
季節資金保証	中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○	
セーフティネット保証	倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けているときに	5.7.8号 ○	
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに		
緊急短期資金保証	災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに	○	
カードローン当座貸越根保証	カードで反復的に借入するときに (極度枠設定)	○	
当座貸越根保証	大口資金を反復的に借入れるときに (極度枠設定)	○	
中小企業特定社債保証	社債を発行し、資金調達するときに	○	
社会貢献応援型特定社債保証「貢献」	社債を発行し、資金調達するときに (社会貢献活動を行うことが必要)	○	
流動資産担保融資保証	在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに	○	
事業再生計画実施関連保証	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	
借換保証	既存の保証付借入の借換、一本化に	△	
条件変更改善型借換保証	改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに	○	
小口零細企業保証	小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)		
ミニカードローン	カードで小口資金を反復的に借入するときに (極度枠設定)	○	
小額融資保証	県特	小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)	○
	特別小口	無担保・無保証人で小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)	
近代化資金保証	創業関連	新規開業等を行うときに	
	創業等関連	新規開業等を行うときに	
	特定経営承継関連等	事業承継局面での資金調達に	○
事業承継特別保証制度	事業承継局面で経営者保証を解除したいときに	○	
事業承継サポート保証	持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに	○	
財務要件型無保証人保証	経営者保証なしで借入を行いたいときに	○	
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに	○	
市町村制度保証	市町村の低利融資制度を利用し借入を行うときに	○	



保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (貸付額に対する料率です)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年(更新により最長5年)	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年(更新により最長5年)	弾力化0.45~1.90% 書面添付の場合等は 弾力化0.35~1.80%
2億円	7年	弾力化0.35~1.90%
3,000万円	6ヶ月	弾力化0.40~1.85%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	0.80%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	1年	弾力化0.45~1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
100万円以上2億8,000万円 (無担保8,000万円)	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.45~1.90%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.35~1.80%
2億円	1年	0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合1年 分割返済の場合15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合1年 分割返済の場合15年 (据置5年以内)	責任共有 0.80% (経保免除の場合1.05%) 責任共有対象外 1.00% (経保免除の場合1.20%)
利用する制度による	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	弾力化0.50~2.20%
50万円以上300万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
3,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	1.00%
2,000万円	10年	1.00%
1,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	弾力化0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターよりチェックを受けた場合は弾力化0.20~1.15%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	設備15年	弾力化0.45~1.90%(原則1.15%)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済 2年 分割返済 7年 (設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	利用する商工業振興資金融資制度綱による	弾力化0.45~1.90%
各市町村の制度要綱による		弾力化0.45~1.90%

\*制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

# 中期事業計画 (令和3年度～令和5年度) 【概要】

人口の減少や少子高齢化に伴い、県内中小企業者数は減少の一途を辿っており、その影響により県内経済においては生産活動・経済成長の低下が懸念されている。当協会としては、このような状況に対し、役職員一人ひとりが支援機関としての自覚を今まで以上に持ち、金融機関をはじめ県・市町村等関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援をさらに強化していくことで、県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の経営改善や生産性向上を後押しし、県内経済の抱える課題解決に取り組むことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）により大きな影響を受けた県内中小企業者においては、アフターコロナを見据え、デジタル化の推進や経営戦略の見直し等様々な変容が求められている。当協会としては、新型コロナが県内中小企業者に与えた影響を把握するとともに、関係機関と連携しながら、中小企業者の様々な変容を後押しする資金繰り支援、経営支援を実施していくことが求められている。

こうした取り組みを促進していくため、職員のスキルアップや更なる事務改善・保証協会業務の周知等に努めるとともに、中小企業者の利便性向上を図り、併せて、安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、回収業務の効率化や財政基盤の維持に努めていく。

これらを踏まえ、次に掲げる5つの柱について重点的に取り組むものとする。

## 1 人口減少・少子高齢化等に伴う長期・構造的課題に対応した取り組みの推進

人口の減少や少子高齢化のなかにあっても、本県経済の持続的発展に寄与するため、生産性向上や創業・事業承継の促進に向けた資金繰り、経営支援に取り組むとともに、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実を図る。併せて、金融機関や支援機関と連携し、適切な事業再生支援を実施する。

## 2 アフターコロナを見据えた中小企業者への支援

県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握するとともに、中小企業者が取り組む様々な変容の支援に向け、関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援を強化していく。また、金融機関との連携によるモニタリングの強化を図りつつ、経営改善計画の策定支援や当該計画の実行支援はもとより、中小企業者の実情に合わせた伴走型支援を実施していく。

## 3 期中管理の充実・強化

長引く新型コロナの影響により先行き不透明感が増している中、資金繰り支援の主体である新型コロナ関連資金の据置期間が終了し、順次償還が開始されることとなる。そのため金融機関との連携を深めながら、モニタリング等を通じ中小企業者の現況を把握し、実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、返済緩和先については正常化に向けた取り組みを進めていく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行ないながら、適時適切な代位弁済に努めていく。

## 4 回収の合理化・効率化

協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、関係機関、関係部門及び保証協会債権回収(株)との連携を図り、回収の合理化・効率化に努める。

## 5 組織体制の充実・強化

当協会が信頼される組織であり続けるため、協会内部の運営規律の強化や職員のスキルアップに努める。また、中小企業者に対する安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、財政基盤の維持や事務の改善等に努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

# 令和3年度経営計画 **【概要】**

## 1 業務環境

### (1) 山形県の経済動向

本県では、人口減少に伴い、社会経済の構造的変化が顕在化しつつあり、中小企業者の企業数の減少に加え、幅広い業種で人手不足が深刻化している。

さらに、新型コロナの感染拡大の影響が重なり、本県経済は厳しい状態が続いている。特に宿泊業・飲食業が、政府の新型コロナに関する緊急事態宣言の発令による外出の自粛等により大きな影響を受けている。また、製造業の生産活動における停滞や建設業における一般住宅建設の消費マインドの減退等、その影響は幅広い業種に及んでいる。

今後の先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果等もあって持ち直しの動きが期待されるが、不透明感が増している状況にある。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

少子高齢化を背景とした生産年齢人口減少に伴う人手不足をきっかけに、中小企業者は従来に増して生産性向上に強力に取り組んでいくことが求められている。また、後継者不在・経営者の高齢化の進展により、建設業やサービス業、卸売業をはじめ幅広い業種で事業承継が進まない問題が深刻化している。

加えて、政府の新型コロナに関する緊急事態宣言の発令により経済活動が制限されるなど、今後の経済動向については依然として予断を許さない状況が続いている。中小企業者の資金繰りは、国及び山形県独自の強力な資金繰り支援策を活用し、一時的に落ち着いているものの、新型コロナの今後の趨勢次第では追加的な資金需要も想定される。

### (3) 信用保証を取り巻く情勢

近年、市中金融機関の貸出状況からみると、県内中小企業者向け融資は増加傾向にあったものの、貸出金利の低下に伴い信用保証料の割高感が増してきたことから保証債務残高は減少傾向にあった。こうした中、当協会は県内中小企業者のニーズに合わせた保証制度の創設や経営支援等に積極的に取り組んできた。コロナ禍においても、地域経済のセーフティネット機能としての役割を果たすべく、金融機関をはじめ国や県・市町村と連携を強化して、積極的かつ柔軟な金融支援を実施した。その結果、セーフティネット保証や危機関連保証等を含む新型コロナ関連資金が保証債務残高全体の50%に迫る構成となっている。

今後とも当協会では資金繰り支援を継続していくことはもとより、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている中小企業者に対し、個々の企業に寄りそった経営支援に取り組んでいくことが求められている。

## 2 業務運営方針

新たに策定した中期事業計画の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、県内経済の持続可能な発展に貢献していく。併せて、新型コロナの影響を受けた県内中小企業者におけるアフターコロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等、変容を後押しする支援を実施していく。

(1) 人口の減少や少子高齢化による厳しい環境下、本県経済の縮小が懸念され、持続可能な発展に向けての取り組みが必要となる。生産性向上や創業・事業承継の促進に向けた資金繰り支援に取り組むとともに、コロナ禍における諸手続きの非対面化の促進等、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実を図っていく。

(2) 金融機関や支援機関と連携して、創業・事業承継の促進や事業再生支援に重点をおいた経営支援を実施するとともに、中小企業者の成長・拡大期を含めライフステージの様々な場面における総合的な支援を強化していく。併せて、県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握するとともに、中小企業者が取り組む様々な変容に対し、関係機関と連携した資金繰り、経営支援を強化し、中小企業者の実情に合わせた伴走型支援を実施していく。

(3) 長引く新型コロナの影響により先行きの不透明感が増している中、金融機関との情報共有と連携を図りながら中小企業者の実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、返済緩和先への正常化に向けた取り組みを推進していく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行いながら、適時適切な代位弁済を実施する。

(4) 協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、求償権の効率的かつ効果的な管理回収に努めていく。また、代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を進めている企業等に対しては、中小企業者支援の観点から事業再生の取り組みを支援していく。

(5) 中小企業者や関係機関から信頼される組織であるため、経営の透明性及び健全性の確保を図る。また、職員一人ひとりのスキルアップやワーク・ライフ・バランスの充実に努めるとともに、将来にわたり中小企業者に対する安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、財政基盤の維持に努める。

## 3 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	120,000	97.6	35.8
保証債務残高	478,000	165.4	97.8
代位弁済	6,000	120.0	260.9
求償権回収	600	100.0	90.9

※令和3年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。



# 令和2年度の主な取り組み

## ● 中小企業者に寄りそった信用保証の推進

地域経済を支える中小企業者のセーフティネットとして機能するとともに、ニーズに応じたきめ細かな保証を実現し、安定的な資金調達を支援する取り組みを行っています。

### 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大に伴い、厳しい局面に置かれた中小企業を支えるため、国や県が創設・拡充した各種制度を活用し、積極的な資金繰り支援に取り組みました。また、保証決裁権限の一部を各営業店に委譲したことに加え、申込入力、決算書入力等を本部で集中処理を行う体制を整備するなど、迅速な保証承諾に向けて、全組織を挙げて対応しました。

県・市町村・金融機関・当協会の4者連携により、最大10年間無利子無保証料となる山形県の制度融資（地域経済変動対策資金）及び全国統一で実施された無保証料、3年間無利子となる制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）が保証承諾の中心となりました。

これらの制度拡充等を背景として、保証承諾額は急激に伸長し、6月には単月723億円となり、「金融安定化特別保証」が実施された平成10年12月の498億円を超え、当協会創設以来最大の単月保証承諾額となりました。

令和2年度の年間保証承諾額は、平成10年度の2,152億円を大幅に上回る3,382億円となり、年間通しても過去最高の実績となりました。そのうち、新型コロナウイルス関連制度の保証承諾額が2,627億円と、保証承諾額全体の77.7%を占めました。

保証債務残高については、8月末に東日本大震災後の平成23年10月末4,231億円を超え、令和2年度末には4,838億円と、過去最高の実績となりました。

業種別では、5月は緊急事態宣言等による外出や移動の自粛の影響をいち早く受けた宿泊・飲食業で保証承諾件数が多く、サプライチェーンの寸断等の影響により、6月から8月にかけては建設業が、9月には製造業が最多となり、広範囲に亘って新型コロナウイルスの影響が波及するに至りました。

新規利用企業者数は2,269者と、令和元年度実績である592者の3.8倍へと大きく伸長しました。近年逡減していた保証利用企業者数も15,229者と5年振りに15,000者を上回り、保証利用率は39.3%まで増加しました。

令和元年度との比較では、1件当たりの平均保証承諾額については1,075万円から1,769万円、1企業当たりの平均利用金額については2,183万円から3,177万円へとそれぞれ増加し、平均保証期間についても3年6か月から6年10か月へと長期化しています。

コロナ禍の収束が見通せない中、今後も個社の実情に即した資金繰り支援に積極的に取り組んでいきます。

#### 〈年間保証承諾実績（件数、金額、金額前年比）〉

令和2年度保証承諾 19,120件 3,382億31百万円（274.8%）

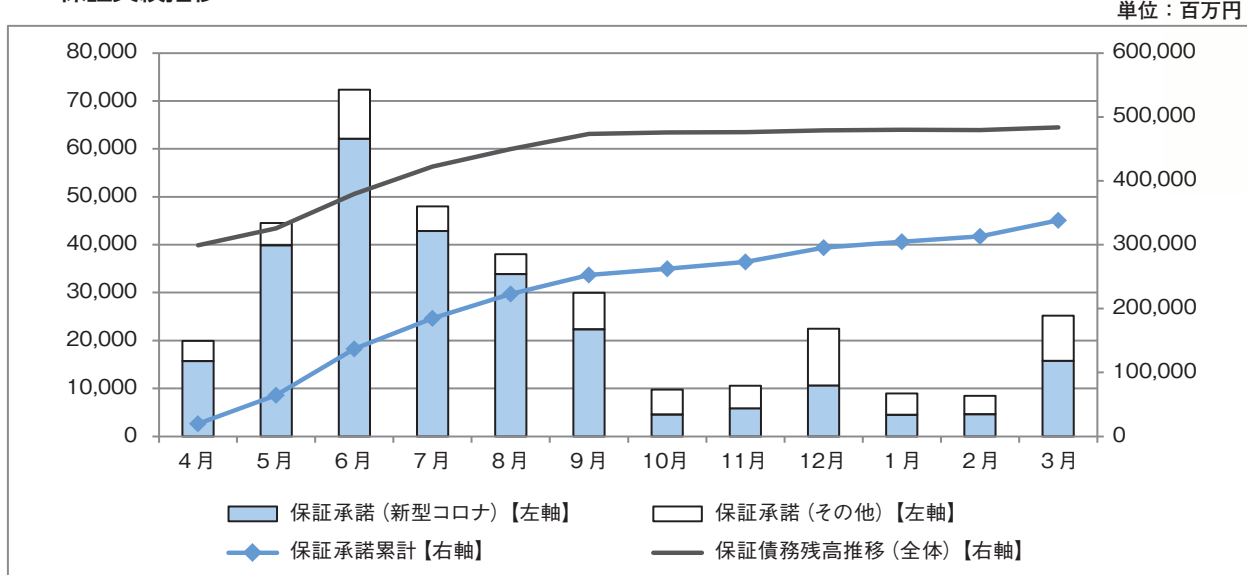
#### 〈保証債務残高実績（件数、金額、金額前年比）〉

令和3年3月末 36,126件 4,837億93百万円（165.5%）



## 【新型コロナウイルス感染症に係る保証承諾実績等】(令和2年度)

### 1 保証実績推移



### 2 制度別保証承諾実績(新型コロナ関連保証)

金額単位：百万円

制度名	件数	構成比	金額	構成比
セーフティネット保証4号	9,264	76.7%	205,317	78.2%
セーフティネット保証5号	1,744	14.4%	32,167	12.2%
危機関連保証	585	4.8%	19,272	7.3%
その他	483	4.0%	5,933	2.3%
合計	12,076	100.0%	262,689	100.0%
(うち、地域経済変動対策資金)	7,368	61.0%	180,347	68.7%
(うち、新型コロナウイルス感染症対応資金)	3,874	32.1%	64,562	24.6%

※その他は、鶴岡市長安Ⅱ、村山徳内a等

### 3 業種別保証承諾実績(新型コロナ関連保証)

金額単位：百万円

業種	件数	構成比	金額	構成比	平均保証承諾金額
建設業	2,746	22.7%	68,502	26.1%	24.9
製造業	2,523	20.9%	66,867	25.5%	26.5
小売業	1,858	15.4%	36,999	14.1%	19.9
飲食業	1,586	13.1%	13,906	5.3%	8.8
卸売業	1,004	8.3%	27,860	10.6%	27.7
サービス業	898	7.4%	10,558	4.0%	11.8
医療業	352	2.9%	5,505	2.1%	15.6
宿泊業	357	3.0%	10,559	4.0%	29.6
運送業	301	2.5%	8,989	3.4%	29.9
娯楽業	78	0.6%	3,612	1.4%	46.3
旅行業	24	0.2%	654	0.2%	27.2
その他	349	2.9%	8,677	3.3%	24.9
合計	12,076	100.0%	262,689	100.0%	21.8

### 4 保証利用状況(保証利用企業全体)

金額単位：万円

	新規利用企業者数	保証利用企業者数	保証利用率	平均利用金額(1企業当たり)	平均保証期間(1件当たり)
令和元年度	592	13,393	34.6%	2,183	3年6か月
令和2年度	2,269	15,229	39.3%	3,177	6年10か月

### 5 返済据置期間(新型コロナ関連保証)

据置無		1年以内		2年以内		3年以内		5年以内	
件数構成比	金額構成比	件数構成比	金額構成比	件数構成比	金額構成比	件数構成比	金額構成比	件数構成比	金額構成比
24.52%	21.60%	19.40%	15.14%	46.80%	54.41%	7.23%	6.73%	2.06%	2.11%

## 中小企業者の実情に応じたきめ細かな対応

### 【再生期の中小企業者に向けた支援】

中小企業者の資金繰り状況にあわせた借換保証の推進や柔軟な条件変更の対応に取り組みました。借換保証については、金融機関と連携しながら、全国统一制度の新型コロナウイルス感染症対応資金の利用を中心に実施しました。

借換保証 2,352件 409億46百万円 (349.2%)

### 【事業承継期の中小企業者に向けた支援】

事業承継の促進に向けた全国制度「事業承継特別保証」の県内第1号となる案件を、制度創設間もなく取り組みました。後継者候補はいるものの、経営者保証（連帯保証人）の引継ぎが問題となって、事業承継が進まないときに、本制度を利用した経営者保証の解除が可能となります。

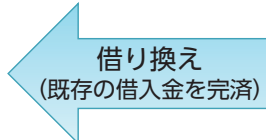
## 事業承継特別保証スキーム図

先代社長の経営者保証がついた借入金



経営者保証のない借入金

後継者に経営者保証を引き継がない



### 「事業承継特別保証」

制度の特徴

- ・一定の財務要件等に該当する場合、経営者保証不要
- ・経営者保証コーディネータの確認を受けた場合、低廉な保証料率を適用 (0.064~1.15%)
- ・プロパー融資 (保証付きでない融資) の借り換えも可能

## ● 地域課題の解決に向けた取り組みの充実

中小企業・小規模事業者を取り巻く経済・金融環境の変化に対応し、利用者目線での利便性向上のため、次のことに取り組んでいます。

また、関係機関における連携や創業支援・事業承継支援・経営支援をとおして地域課題の解決に向けて取り組み、地方創生に貢献しています。

## 信用保証手続きのデジタル化に向けた取組

### 【特別保証認定システムの導入】

全国2例目となるセーフティネット保証の認定等をオンラインで行う取り組みを開始しました。令和3年2月からの試験稼働を経て、令和3年3月から県内の7金融機関、18市町村で取り扱っています。

本システムの導入により、コロナ禍における非対面手続きの推進、融資までのリードタイム短縮が期待できます。

### 【DX推進委員会の設立】

コロナ禍を契機に、非対面（押印レス等）での迅速な手続きの重要性が高まったことから、保証業務のデジタル化を推進するため、令和3年1月に若手職員を主体にDX推進委員会を立ち上げました。業務の電子化及び全般的な業務効率化を進め、顧客利便性の向上に繋げていきます。

## やまがた中小企業支援ネットワーク会議の開催

新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた企業に対する、地域全体での経営支援・再生支援の充実を図るため、参加機関の目線合わせ・スキルの向上等を目的とした「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを行っています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており(※)、令和3年1月の令和2年度第2回目のネットワーク会議は、感染予防策として会場のほか、オンラインでも聴講できる環境を整え開催しました。同会議では、東北経済産業局の佐藤暢子課長補佐から、「令和2年度3次補正予算案・令和3年度当初予算案のポイント」をテーマに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に対応する新分野展開や、業態展開に挑戦する企業を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」等についてご紹介いただき、中小企業施策への理解を深めました。

「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画の説明、支援に対する目線合わせ等の場を積極的に提供しています。

### コロナ打撃 中小支援

やまがた  
ネット会議 補助事業など理解

県内の金融機関や公的支援機関などが参加する「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」が18日、山形市のホテルメトロポリタン山形で開かれた。各機関の担当者が新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けた企業を支援するため、活用できる行政の施策、補助事業などへの理解を深めた。東北経済産業局中小企業課の佐藤暢子課長補佐は、経済産業省関連の2020年度3次補正予算案・21年度当初予算案のポイントを解説。ウィズコロナ、ポストコロナ時代に対応する新分野展開や、業態展開に挑戦する企業を支援する「中

少し、事業計画を認定支援機関や金融機関と策定して事業再構築に取り組みといった要件を満たした企業が対象。中小の場合、補助率は3分の2で、最大補助額は1億円などと説明した。

また実質無利子・無担保融資の申込期限の延長や、親族内承継も対象に加えた事業承継・引継ぎ支援センターの補助金概要、生産性向上を図る企業への助成制度も紹介した。

このほか山形財務事務所が最近の金融行政、中小企業基盤整備機構が同機構の



山形市・ホテルメトロポリタン

ファンド事業、県中小企業振興課が県の企業支援施策について解説した。感染予防対策として会場

のほか、オンラインでも聴講できる環境を整え、合わせて25機関が参加した。  
(坂本由美子)

提供：山形新聞 令和3年1月19日(火)

〈経営サポート会議の取り組み実績〉

	令和2年度
回数	18
企業数	17

※第1回会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等防止のため、中止となりました。

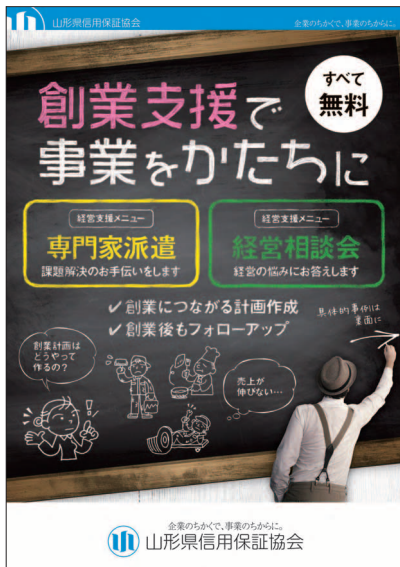


## 創業支援の取り組み

### [新規開業者に向けた支援]

当協会では創業前のお手伝いから、創業してからの資金繰り相談、創業後のフォローアップを創業者のニーズに応じてサポートを行い、一貫した創業支援に努めています。

創業者に向けて総合的な支援メニューを周知するため、パッケージ化した創業支援パンフレットをリニューアルしました。



また、各市町村及び各商工会議所・商工会が主催する創業セミナーに当協会職員が講師として参加し、保証協会の認知度アップに努めると共に創業支援施策の周知を図りました。加えて、県主催の移住×創業のオンラインセミナーにて、保証協会の創業支援施策の説明を行い、山形での移住創業に対する機運醸成を図りました。

保証協会では、関係機関と連携し、創業者を応援します。

## 事業承継を支援する取り組み

### [事業承継セミナーの開催]



山形県、山形県事業承継ネットワーク、山形県事業引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、山形県信用保証協会の5機関が主催して、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、令和2年8月に県内2会場において事業承継セミナーを開催しました。

セミナーでは弁護士・税理士で山形県事業引継ぎ支援センターの須藤雅人統括責任者から「支援事例から学ぶ事業承継のポイント」をテーマにご講演いただきました。また、「各種支援制度のご案内」として、各機関における支援施策について説明を行いました。セミナー終了後には個別相談会を実施し、事業承継に向けたサポートを行いました。





## 中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み

### 【専門家派遣事業（山形プロフェッショナルサポート）の推進】

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。中小企業者のあらゆる課題に応えるため、課題に即した専門家を派遣するなど支援内容を充実させることにより、利便性の向上を図るほか、創業者の創業計画策定時にも専門家派遣事業を活用しています。

本年度は、専門家派遣事業のネーミングを「山形プロフェッショナルサポート（略称：プロサポ）」と定め、広く周知を行うことでさらなる浸透を図りました。

また、新型コロナウイルスの影響等を考慮し、WEB会議システムを利用したオンライン専門家派遣事業「プロサポオンライン」を立ち上げ、非対面による経営支援の充実に繋がりました。

また、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用し、専門家派遣事業の推進に努めています。



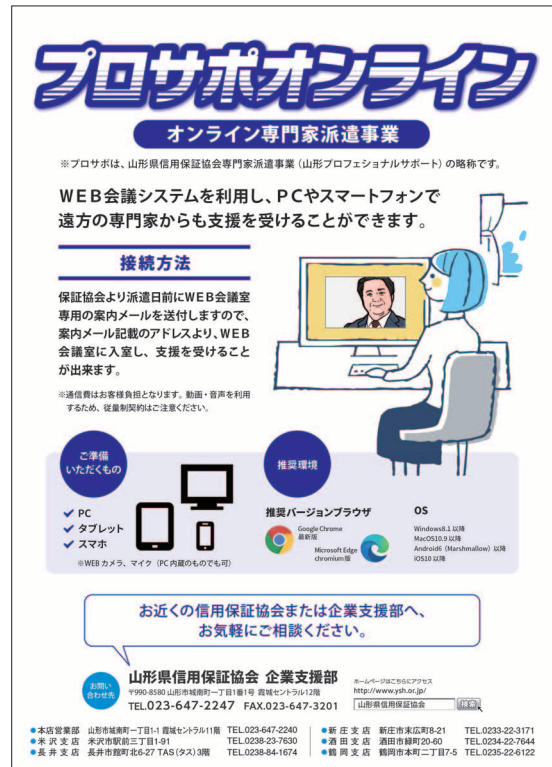
〈専門家派遣事業の取り組み実績〉

	令和2年度
実施回数	149
企業数	35

### 【経営相談会の定期的な開催】

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。

当協会では、中小企業者が抱える経営課題等の解決に向けたサポートを行っています。



## ● 外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で構成される外部評価委員会を設置しています。

令和2年度経営計画及び平成30年度～令和2年度中期事業計画の実績に対する外部評価委員会の意見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



## 令和2年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

県内経済は、新型コロナの感染拡大の影響により、個人消費の減退や幅広い業種での経済活動の制限など、厳しい状態が続いている。

山形県信用保証協会は、コロナ禍においても地域金融におけるセーフティネット機能として、中小企業者に対し積極かつ柔軟な資金繰り支援を実施している。加えて、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている中小企業者に対し、個々の企業に寄り添った経営支援に取り組むことが期待されている。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容のとおり評価できる。

保証部門について、新型コロナの感染拡大の影響が強まる中、新型コロナに対応した全国統一の制度のほか山形県独自の制度、山形県信用保証協会独自の制度、各市町村で創設した制度等を適切に活用し、迅速かつ効果的に中小企業者の安定的な資金調達を支援している。加えて、新型コロナ関連保証の伸長に対し、本部部署が各営業店の事務を行う応援体制を構築するなど、役職員全員が一丸となって迅速に取り組んだことも特筆される。

今後も、関係機関と連携を一層図りながら、中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援を心掛けるとともに、中小企業者の経営の安定や生産性向上に向けた支援等にも取り組んでいくことを期待したい。また、コロナ禍における諸手続きの非対面化の促進等、中小企業者の利便性向上に向けた業務体制の充実が図られるよう期待したい。

期中管理部門について、経営支援では、中小企業者が抱えている経営課題解決のため専門家と職員が協働して専門家派遣事業を実施するほか、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や経営サポート会議等を通じて金融機関や関係機関と情報共有を図るとともに、オンラインを柔軟に利用して中小企業者のニーズに合った支援を提供している。ノウハウの蓄積、データの共有や分析など経営支援業務に関する全社的なスキルアップにも取り組んでいることも窺える。

期中管理では、金融機関との対話や連携により、中小企業者の業況変化等の情報共有に努め、正常化に向けた柔軟な取り組みを推進している。また、延滞・事故案件については、管理徹底や早期対応により正常化を図りつつ、適時適切な代位弁済の実施に努めていることが窺える。

今後も、金融機関や関係機関と連携して中小企業者への経営支援をさらに強化するとともに、創業支援や事業承継支援、事業再生支援といった取り組みにも期待したい。併せて、県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握し、実情に合わせた伴走支援を期待したい。期中管理についても、中小企業者の業況等の早期把握に努め、中小企業者の実情に即した柔軟な条件変更のほか、返済緩和先に対



する借換保証の提案等による正常化に向けた取り組み、適時適切な代位弁済に向けた対応を期待したい。

回収部門について、債務者や保証人等への面談や実地調査等を行いながら相手方の実態調査に努め、実情に応じた柔軟な回収方を講じた結果、計画額を上回る回収実績となった。また、管理実益のない求償権の管理事務停止・求償権整理によって回収業務の効率化を図るほか、事業再生支援に向け部門横断的に連携して取り組んでいることが窺える。

今後も、継続して求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、金融機関・関係機関等と連携しながら、求償権消滅保証等の事業再生支援についても、引き続き積極的な対応に努められるよう期待したい。

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議や業務・会計監査を通じた経営の透明性の確保への取り組みに加え、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力等への対応等ガバナンスの強化による健全性確保にも取り組み、保証協会の果たすべき使命や役割等の情報発信にも努めている。また、継続的な人材育成による職員の能力向上、働きやすい職場環境の整備等を通じた組織体制の充実や強化にも努めつつ、業務全般の改善及び効率化にも取り組んでいたことが窺える。新型コロナへの対応においては、全役職員へ感染防止策の周知徹底を図ったほか、ソフト・ハードの両面において可能な限りの対策を講じている。

今後も、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に努めていくため、ガバナンスの強化、経営の健全性の確保、職員の能力向上、積極的な情報発信等に努められるよう期待したい。

収支計画等について、保証債務残高の急増に伴う責任準備金繰入の増加等を要因とする単年度限りの影響により、収支差額変動準備金取崩による欠損補てんとなったが、業務費の適正な執行に努めていたことが窺える。

今後も、適正な予算執行に努めるとともに、安定した財政基盤の維持に努められるよう期待したい。

最後に、コロナ禍のなかにあっても、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細かに取り組むほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業者への更なる支援の充実を期待したい。

## 平成30年度～令和2年度中期事業計画の実績に対する外部評価委員会の意見

近年の県内経済は、個人消費等が底堅く推移していたものの、自然災害の影響や、深刻さを増している人手不足等の課題のほか、新型コロナ感染拡大による経済的打撃を受けた。こうした経済情勢の下、信用保証協会に対する期待は増しており、中小企業者への安定的な資金繰り支援や経営改善・生産性向上の推進、地方創生への貢献が求められてきた。さらに中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、組織体制の充実や強化も求められている。このような視点で見た場合、全体的に適正かつ積極的な業務運営がなされており、地域経済の振興に貢献していると評価できる。

業務全般について概括すると、

### ○中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進について

平成30年度は、創業や事業承継を含む個社のライフステージに応じた資金繰り支援を関係機関と連携して取り組んだほか、中小企業者の事業発展や地方創生、危機対応についても、意欲的に取り組んだことがうかがえる。

令和元年度は、6月に発生した山形県沖地震における喫緊の資金繰り支援や、東北税理士会山形県支部連合会と連携した保証制度の創設、迅速な資金調達に応えるための保証制度の創設など、中小企

業者の様々なニーズに関係機関と連携して対応している。

令和2年度は、新型コロナの影響が深刻化したことを踏まえ、山形県独自の制度等を活用して迅速かつ積極的な資金繰り支援を行ったことが高く評価できる。また、全組織を挙げた業務応援体制の構築や書類の簡素化、保証専決権限の委譲等にも取り組み、迅速な資金調達の実現に努めている。

今後も中小企業者の経営改善・生産性向上等に向け、関係機関と連携して資金繰り支援に全力で取り組んでほしい。

#### ○中小企業者への経営支援・事業再生支援に関する取り組みの推進について

平成30年度は、金融機関の支援状況や企業の課題を把握し、専門家派遣事業による課題解決に繋がったほか、内部診断士を中心に、勉強会の実施やベストプラクティスの共有による経営支援業務のスキルアップやノウハウ蓄積に努めたことがうかがえる。

令和元年度は、全支店に中小企業診断士を配置して経営支援体制の強化を図るとともに、基幹業務システムORBITに経営支援業務の情報蓄積を行い、情報共有や効果測定への活用につなげたことが評価できる。

令和2年度は、新型コロナの影響を踏まえ中小企業者の資金繰り円滑化に取り組むとともに、下期より新型コロナ融資を追加した返済緩和中の企業へのモニタリングを開始したほか、オンラインによる専門家派遣事業を実施し、支援機会の拡充を図ったことが評価できる。

今後も中小企業者への新型コロナの影響を把握するとともに、アフターコロナを見据えた経営戦略の見直し等の事業の変容に対して関係機関と連携し、中小企業者の実情に合わせた伴走型支援に努めることに期待したい。

#### ○地方創生への貢献を果たすための取り組みの推進について

平成30年度は、事業承継支援として、県、山形県事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との共催で事業承継セミナーを開催し普及啓発と機運醸成に努め、創業支援については、創業後の面談やアンケートによる業況把握にて創業者へのアフターフォローに努めたことがうかがえる。

令和元年度は、平成30年度に引き続き、事業承継支援や創業支援に関する周知を図ったほか、事業承継セミナーにて事業承継事例や事業承継を経験した企業による講演を実施したことが評価できる。

令和2年度は、新型コロナの影響を踏まえ、中小企業者の事業継続のための資金繰り支援に重点を置いて取り組んだほか、創業後のアフターフォローや事業承継支援の継続にも努めている。

今後も中小企業者の創業・事業承継をはじめとする地域課題の解決に向けた取り組みを継続していくことに期待したい。

#### ○期中管理の充実・強化について

各年度とも、本部と各営業店において情報共有を図りながら、金融機関と連携した督促や条件変更による調整に努めたほか、中小企業者の業況把握や分析を行い、借換保証の提案等による正常化に向けた取り組みがなされている。令和2年度は、新型コロナの影響を受けた企業の資金需要や資金繰り支援に柔軟な対応を行い、代位弁済は落ち着いている。

今後とも、金融機関との対話や連携を深めながら中小企業者の現況を把握し、実情に応じた柔軟な対応に努めるとともに、正常化に向けた取り組みを進めることに期待したい。

#### ○回収の合理化・効率化について

各年度とも、期中管理部門との連携に基づく早期着手による実態把握のほか、主債務者や連帯保証人との交渉等をとおして効率的な管理回収の取り組みがみられたほか、管理事務停止や求償権整理を推進し、回収に注力すべき求償権の絞り込みを行い、実効性を高める取り組みがみられた。



引き続き、合理的かつ効率的な回収に向けた取り組みを期待したい。

#### ○組織体制の充実・強化について

各年度とも、意思決定の透明性の確保やコンプライアンスの徹底を図り、運営規律の強化に努めているほか、業務の改善や効率化を図り、財政基盤の維持に努めている。また、各種研修への積極的な参加による人材の育成や職員が働きやすい職場環境の整備などにも取り組んでいる。

さらには、新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限りの対策を講じ、職場環境の整備を図っている。

今後も、中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であり続けるため、引き続き運営規律の強化や職員のスキルアップに努めるほか、財政基盤の維持や業務の改善等にも努めるよう期待したい。

#### ○新型コロナに対する取り組みについて

令和2年1月から現在に至るまで、新型コロナは大きな経済変動をもたらし、県内中小企業者にも幅広く影響を及ぼしている。こういった状況下で、関係機関と連携して中小企業者の資金ニーズに対応する積極的な資金繰り支援や柔軟な条件変更、借換保証による正常化など地域のセーフティネット機能としての役割を十分に果たしている。また、オンラインによる業務の円滑化や効率化に努めたほか、新型コロナ感染拡大防止にも努めている。

今後も、新型コロナの影響を受けた中小企業者に対し、迅速かつ柔軟な資金繰り支援等に努めるよう期待したい。

最後に、新型コロナによる様々な影響により、県内中小企業者の信用補完制度に対する期待は従前にも増して極めて大きくなりつつあることを十分念頭に置きつつ、新たな中期事業計画に掲げる諸課題に対して関係機関と連携しながら積極的に取り組むとともに、中小企業者に寄りそう身近なパートナーとして、地域経済の活性化に尽力することを期待したい。

# 令和2年度事業報告

## ● 事業概況

### 1 事業方針

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に直面し、その影響を受けた中小企業者に対し、山形県独自の地域経済変動対策資金、国の新型コロナウイルス感染症対応資金等を中心に、迅速かつ柔軟な金融支援に取り組みました。

業務の実施に当たっては、機動的な保証申込体制の整備等を図り、各関係機関と連携しながら、地域金融におけるセーフティネット機能としての役割を果たしました。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び令和2年度の年度経営計画に加え、新型コロナへの対応として、以下の事項を重点項目として業務に取り組みました。

- ① 新型コロナの影響を受けた中小企業者に対し、迅速かつ柔軟な資金繰り支援を行うため、全組織を挙げた保証申込体制を構築
- ② 新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている個々の中小企業者に寄り添った経営支援、金融機関や各支援機関と連携した創業支援及び事業承継支援の強化
- ③ 金融機関との連携による、新型コロナの影響を受けた企業等における業況変化等の早期把握及びきめ細やかで柔軟な対応
- ④ 効率的かつ効果的な回収及び事業再生への対応
- ⑤ 当協会の使命や役割の効果的な発信、経営の透明性・健全性の確保及び職員の能力向上

### 2 業績

(金額単位：千円)

項目		令和2年度 (67期)	令和元年度 (66期)	前年度比	
				増減(△)	比率(%)
保証申込	件数	19,283	11,467	7,816	168.2
	金額	341,356,760	123,537,873	217,818,887	276.3
保証承諾	件数	19,120	11,449	7,671	167.0
	金額	338,231,241	123,075,673	215,155,569	274.8
保証債務残高	件数	36,126	31,774	4,352	113.7
	金額	483,792,982	292,310,169	191,482,812	165.5
保証債務平均残高	件数	35,932	32,224	3,708	111.5
	金額	435,315,921	290,106,245	145,209,676	150.1

(1) 保 証 ( ) は前年度比

① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は19,283件 (168.2%) で、341,356,760千円 (276.3%)、保証承諾は19,120件 (167.0%) で、338,231,241千円 (274.8%) となりました。

また、保証債務残高は36,126件 (113.7%) で、483,792,982千円 (165.5%) となりました。

② 保証承諾の内容

項 目	区 分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.0%
	地方銀行	50.7%
	第二地方銀行協会加盟行	24.9%
	信用金庫	16.3%
	信用組合	7.9%
	政府系金融機関	0.2%
	金額別	5,000千円以下
	5,000千円超10,000千円以下	8.7%
	10,000千円超50,000千円以下	58.5%
	50,000千円超80,000千円以下	6.2%
	80,000千円超1億円以下	6.9%
	1億円超	12.8%
	1件平均保証承諾額 17,690千円 (164.6%)	
期間別	6カ月以内	3.8%
	6カ月超1年以内	6.6%
	1年超3年以内	9.5%
	3年超5年以内	2.3%
	5年超7年以内	4.0%
	7年超10年以内	73.0%
	10年超	0.9%
	1件平均保証期間 6年10カ月 (+3年4ヶ月)	
資金用途別	運転資金	89.2%
	設備資金	1.4%
	運転設備資金	9.4%
業種別	卸・小売業	25.2%
	建設業	26.4%
	製造業	24.3%
	サービス業	13.6%
	その他	10.4%

## (2) 代位弁済及び求償権の管理 ( ) は前年度比

### ① 代位弁済

代位弁済は272件(76.0%)で、2,283,430千円(71.8%)となり、件数で86件減少し、金額で898,309千円減少しました。

また、1件平均代位弁済額は、8,395千円(94.5%)となりました。

なお、企業者数は105企業で、1企業当たりの代位弁済口数では2.6口、同代位弁済額は21,747千円(82.0%)となりました。

### ② 回収

回収は1111件(102.8%)で、654,343千円(60.6%)となりました。

### ③ 求償権償却

求償権の償却は345件、2,453,300千円、期末求償権は98件(55.7%)で、557,888千円(71.0%)となりました。

## 3 事業展望

人口減少により本県経済の縮小が懸念される中、県内中小企業者の持続的な発展に向け、経営改善や生産性向上のための資金繰り支援に取り組むとともに、コロナ禍における諸手続きの非対面化等、利便性向上に向けた業務体制の充実を図っていきます。

また、金融機関等の関係機関との情報共有・連携により、新型コロナウイルスによる影響を早期に把握するためのモニタリングを適時適切に行いながら、中小企業者の創業・事業承継をはじめ成長・拡大期を含めた様々なライフステージに応じた総合的な支援を強化するとともに、アフターコロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等の事業変容を後押しするための経営支援を強化していきます。

併せて、中小企業者の実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、適時適切な期中管理を実施していきます。

さらに、安定的で持続的な信用保証業務を実現し、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性や健全性を確保していくとともに、更なる職員のスキルアップや事務改善、積極的な情報発信に取り組んでいきます。



## ● 基本財産

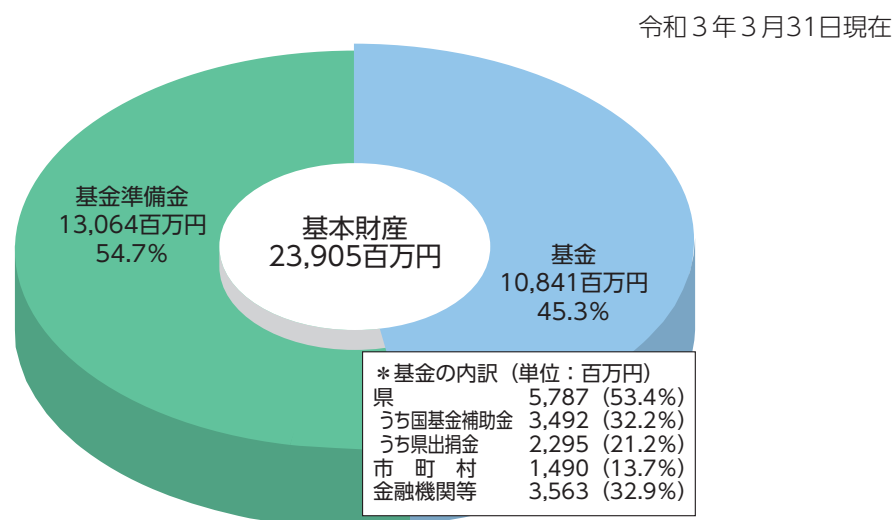
基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。令和2年度末の保証債務残高は4,838億円で基本財産239億円の20.2倍となっています。

### 基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》… 県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》… 毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分



### 令和2年度の基本財産造成

保証債務残高の急激な伸長により、前期を大幅に上回る責任準備金の繰り入れが必要となったことや、保証債務残高の急激な伸長の主要因である地域経済変動対策資金等について、保証料補給金の一部が翌事業年度に交付される仕組みとなっていることなどの特殊な要因に伴い、経常収支と経常外収支の収支差額合計に535,431千円の欠損が生じることとなりました。収支の均衡を図るため収支差額変動準備金から欠損額と同額の取り崩しを行ったことから、基本財産は昨年度末同様の23,904,980千円となりました。

### 基本財産の推移

(単位：千円)

項目	令和2年度 (67期)	令和元年度 (66期)	平成30年度 (65期)	令和2年度－令和元年度 (67期) (66期)
基金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
基金準備金	13,064,252	13,064,252	12,850,056	0
<b>基本財産</b>	<b>23,904,980</b>	<b>23,904,980</b>	<b>23,690,784</b>	<b>0</b>

● 貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	467	基 本 財 産	23,904,980
現 金	467	基 金	10,840,728
小 切 手	0	基 金 準 備 金	13,064,252
預 け 金	9,427,900	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	7,641,569
普 通 預 金	1,401,940	責 任 準 備 金	2,910,997
通 知 預 金	0	求償権償却準備金	184,103
定 期 預 金	8,000,000	退職給与引当金	751,459
郵 便 貯 金	25,960	損 失 補 償 金	69,050
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	483,792,982
有 価 証 券	29,096,724	求償権補てん金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	14,206,201	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	14,887,523	借 入 金	0
株 式	3,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	647,270	雑 勘 定	5,353,723
事 業 用 不 動 産	596,263	仮 受 金	108,774
事 業 用 動 産	51,007	保 険 納 付 金	27,312
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	1,139
損失補償金見返	69,050	未 経 過 保 証 料	5,204,883
保証債務見返	483,792,982	未 払 保 険 料	3,349
求 償 権	557,888	未 払 費 用	8,266
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,016,582		
仮 払 金	4,276		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	87,293		
連 合 会 勘 定	8,764		
未 収 利 息	21,669		
未 経 過 保 険 料	894,580		
合 計	524,608,864	合 計	524,608,864

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## 貸借対照表の用語解説

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金	基本財産 ● 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。	基本財産
有価証券 安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。	有価証券	制度改革促進基金 ● 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。	制度改革促進基金
損失保証金見返 貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。	不動産等	収支差額変動準備金 ● 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。	収支差額変動準備金
保証債務見返 貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。	損失保証金見返	責任準備金 ● 将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。	責任準備金
求償権 金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失保証金償却・自己償却分）を控除した金額です。	保証債務見返	退職給与引当金	退職給与引当金
未経過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	求償権	損失補償金 ● 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。	損失補償金
	未経過保険料	保証債務 ● 保証債務残高を計上しています。	保証債務
	その他	借入金 ● 日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。 ※当協会では借入金はありません。	借入金
		未経過保証料 ● 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	未経過保証料
		その他	その他

● 収支計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

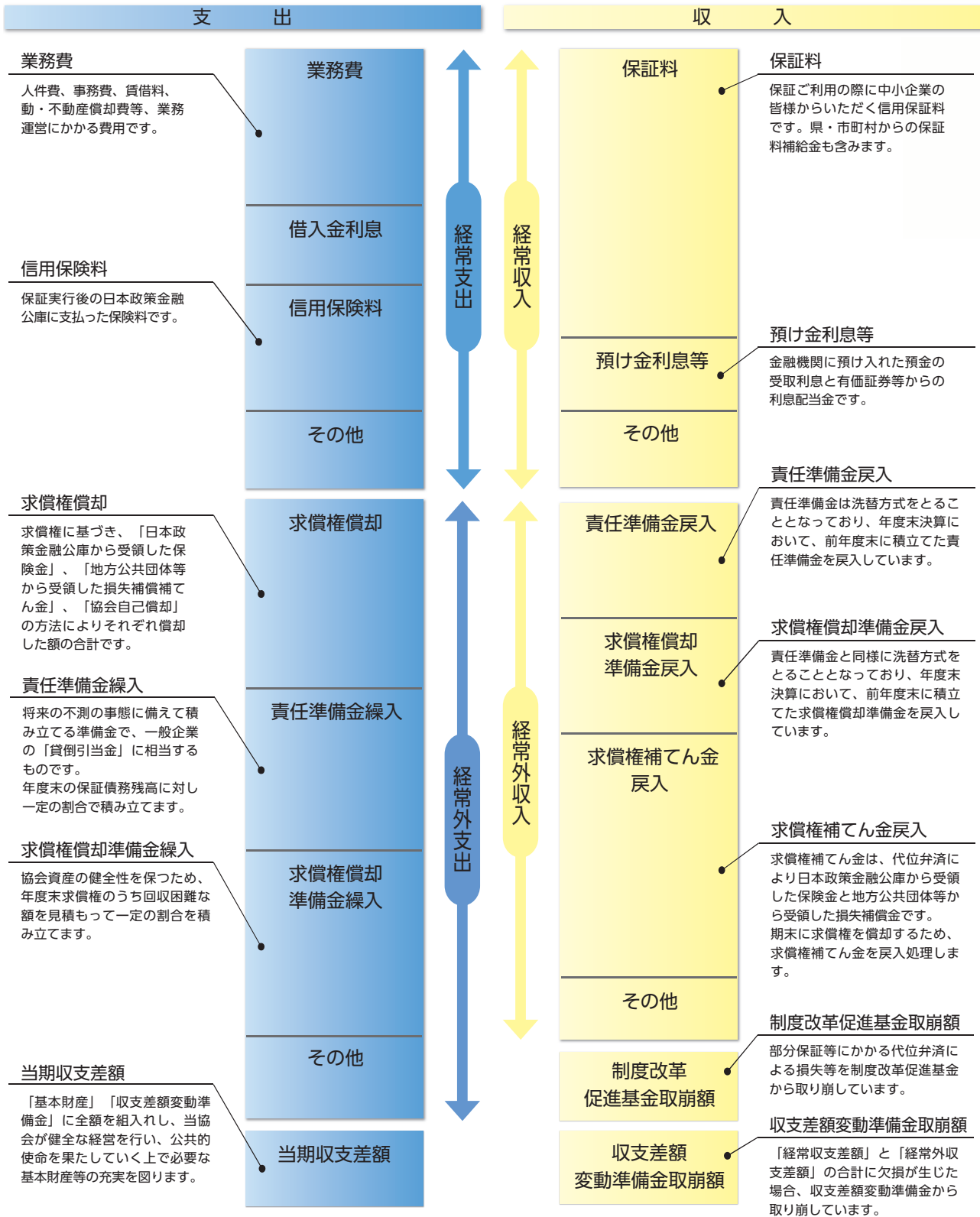
(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	3,091,297	経常収入	3,967,754
業 務 費	1,073,011	保 証 料	3,510,195
借入金利息	0	預 け 金 利 息	7,758
信用保険料	2,017,388	有価証券利息・配当金	109,949
責任共有負担金納付金	0	調 査 料	0
雑 支 出	897	延 滞 保 証 料	4,733
		損 害 金	18,006
		事 務 補 助 金	12,978
		責 任 共 有 負 担 金	281,310
		雑 収 入	22,826
経常収支差額	876,457		
経常外支出	5,549,519	経常外収入	4,137,631
求 償 権 償 却	2,453,300	償 却 求 償 権 回 収 金	140,629
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	1,765,834
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	259,163
雑 勘 定 償 却	1,120	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,971,455
退 職 金	0	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	2,910,997	そ の 他 収 入	550
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	184,103		
そ の 他 支 出	0		
経常外収支差額	△ 1,411,888		
制度改革促進基金取崩額	0		
収支差額変動準備金取崩額	535,431		
当期収支差額	0		
収支差額変動準備金繰入額	0		
基本財産繰入額	0		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。



## 収支計算書の用語解説

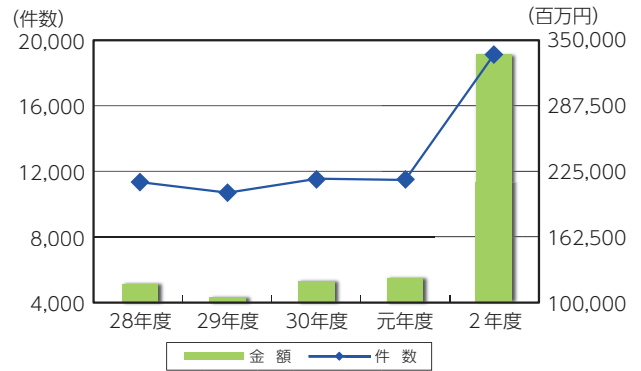


# 統計

## ● 信用保証業務の推移（過去5年間）

### 保証承諾

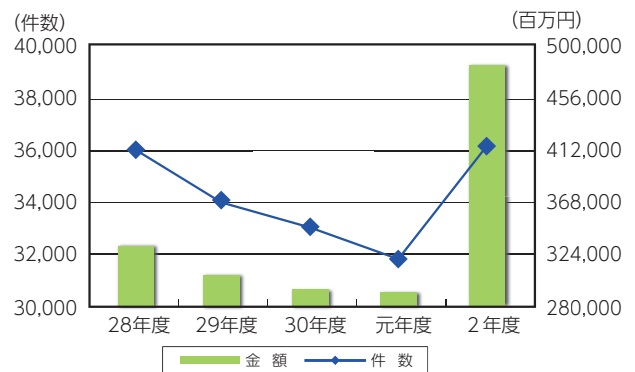
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
28年度	11,357	117,836	97.3
29年度	10,313	104,796	88.9
30年度	11,429	120,123	114.6
元年度	11,449	123,076	102.5
2年度	19,120	338,231	274.8



新型コロナウイルス関連制度の拡充を背景として、令和2年度の保証承諾額は急激に伸長し、3,382億円と当協会創設以来最大の保証承諾額を更新したほか、令和2年6月単月の保証承諾額は723億円と平成10年12月の498億円を大幅に上回った。

### 保証債務残高

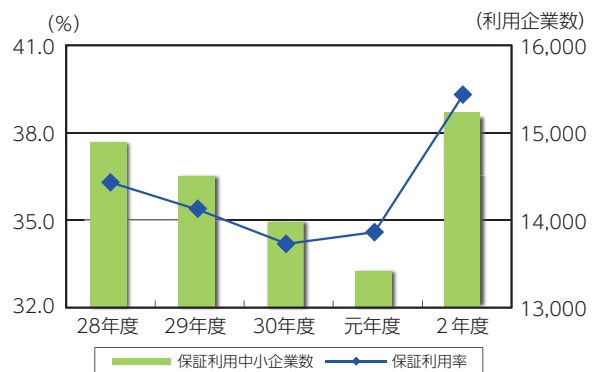
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
28年度	36,552	331,138	91.6
29年度	34,641	306,618	92.6
30年度	33,034	294,172	95.9
元年度	31,774	292,310	99.4
2年度	36,126	483,793	165.5



新型コロナウイルス関連制度の拡充を背景として、保証承諾額が急激に伸長したことから、保証債務残高においても急激に伸長し、過去最大額を更新した。

### 保証利用率・保証利用中小企業数

	保証利用率	保証利用 中小企業数	前年度比(%)
28年度	36.3	14,851	96.9
29年度	35.4	14,458	97.4
30年度	34.2	13,996	96.8
元年度	34.6	13,393	95.7
2年度	39.3	15,229	113.7

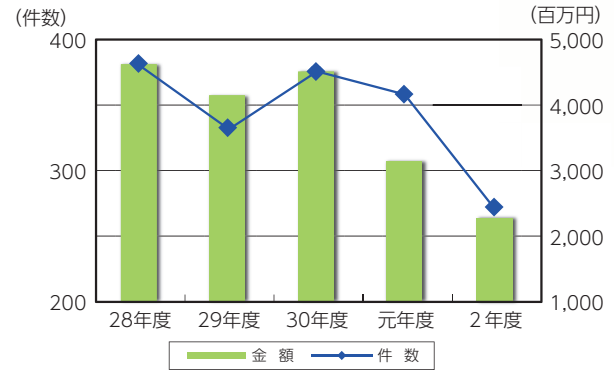


新型コロナウイルス関連制度の利用増に伴い、当協会の新規利用先が増加したことから、保証利用率は近年にはない高水準となった。

※令和元年度は県内中小企業数（分母）を見直したため、一時的に利用率が増加した。

## 代位弁済〈元利合計〉

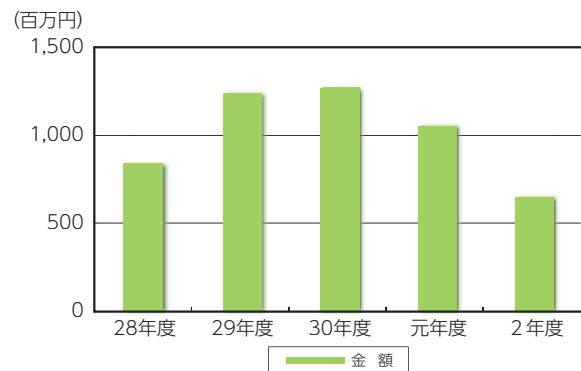
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
28年度	381	4,622	149.6
29年度	339	4,138	89.5
30年度	363	4,302	104.0
元年度	358	3,182	73.9
2年度	272	2,283	71.7



新型コロナにおける中小企業者の資金需要に対応すべく、積極的な資金繰り支援と企業の状況に応じた返済条件緩和等の柔軟な対応により代位弁済は低水準で推移した。

## 回収金額〈対債務者元金〉

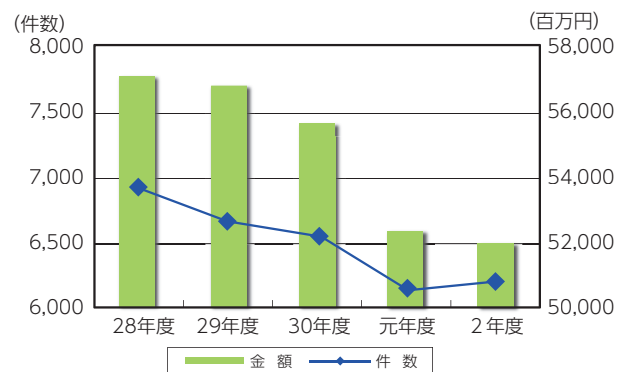
	金額 (百万円)	前年度比(%)
28年度	833	81.8
29年度	1,279	153.4
30年度	1,283	100.3
元年度	1,079	84.1
2年度	654	60.6



連帯保証人の非徴求や無担保化等、回収環境が厳しい中、関係部署との連携強化を行い、代位弁済後の早期回収着手や任意処分等による回収を実施したが、前年度を下回った。

## 求償権残高〈対債務者〉

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
28年度	6,904	57,192	101.6
29年度	6,704	56,846	99.4
30年度	6,559	55,496	97.6
元年度	6,166	52,554	97.7
2年度	6,202	51,971	98.9



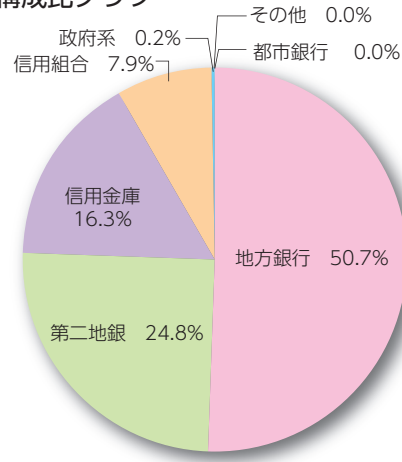
代位弁済の減少や、求償権整理が進んだことにより求償権残高が減少した。

## ● 金融機関別保証状況（令和2年度）

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	0.0
地方銀行	8,037	171,559	288.2
第二地銀	4,146	84,024	271.2
信用金庫	4,249	55,153	242.2
信用組合	2,658	26,812	293.0
政府系	30	683	138.8
その他	0	0	-
合計	19,120	338,231	274.8

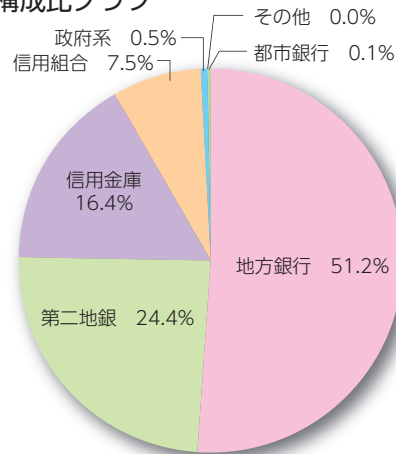
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	22	348	73.7
地方銀行	15,233	247,511	168.1
第二地銀	7,694	118,136	162.8
信用金庫	8,262	79,313	160.1
信用組合	4,755	36,183	179.7
政府系	150	2,225	98.4
その他	10	77	89.1
合計	36,126	483,793	165.5

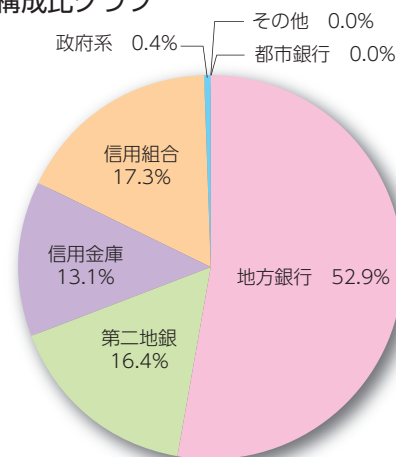
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	-
地方銀行	120	1,207	67.5
第二地銀	32	375	75.1
信用金庫	70	300	40.9
信用組合	48	394	330.8
政府系	2	8	18.9
その他	0	0	-
合計	272	2,283	71.8

■金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

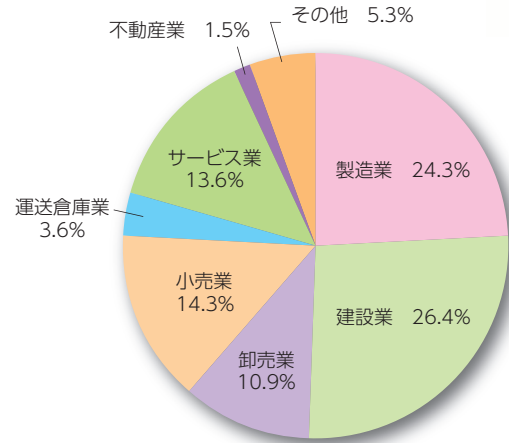


## ● 業種別保証状況（令和2年度）

### 保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	3,689	82,211	289.1
建設業	4,897	89,386	264.4
卸売業	1,559	37,006	260.0
小売業	3,061	48,251	265.6
運送倉庫業	500	12,250	339.5
サービス業	2,976	46,087	292.2
不動産業	304	4,991	161.8
その他	2,134	18,049	992.8
合計	19,120	338,231	274.8

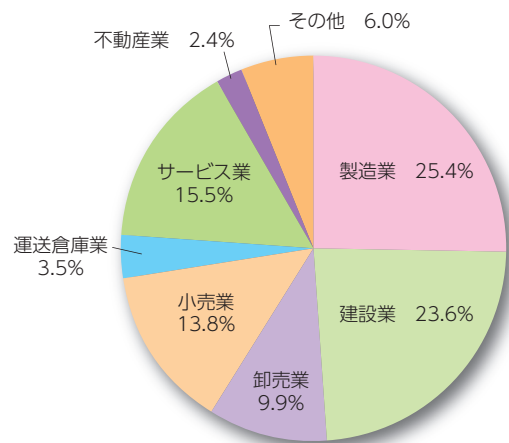
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	7,027	122,842	161.3
建設業	8,993	114,121	182.8
卸売業	2,722	47,716	175.6
小売業	5,857	66,846	165.4
運送倉庫業	913	16,787	161.9
サービス業	6,049	75,075	157.9
不動産業	868	11,530	116.0
その他	3,697	28,876	385.3
合計	36,126	483,793	165.5

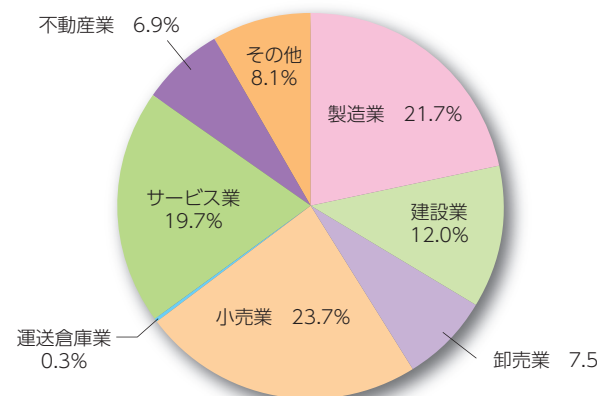
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	43	496	58.3
建設業	62	275	39.1
卸売業	11	171	32.2
小売業	75	541	106.4
運送倉庫業	4	7	-
サービス業	42	449	118.8
不動産業	3	158	171.6
その他	32	186	-
合計	272	2,283	71.8

■金額構成比グラフ



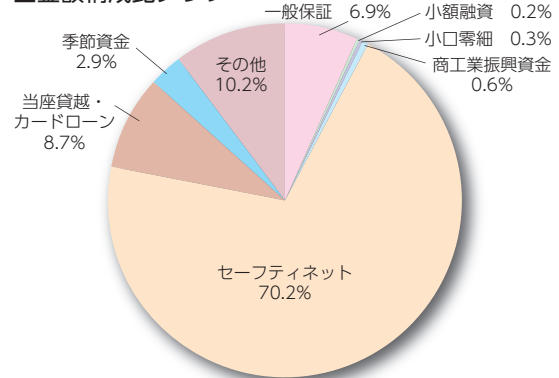
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 制度別保証状況（令和2年度）

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	1,843	23,253	49.2
小額融資	84	663	39.7
小口零細	379	1,144	40.6
商工業振興資金	104	2,054	22.0
セーフティネット	11,009	237,495	4,494.5
当座貸越・カードローン	3,692	29,259	103.4
季節資金	623	9,829	68.9
その他	1,386	34,534	244.8
合計	19,120	338,231	275.2

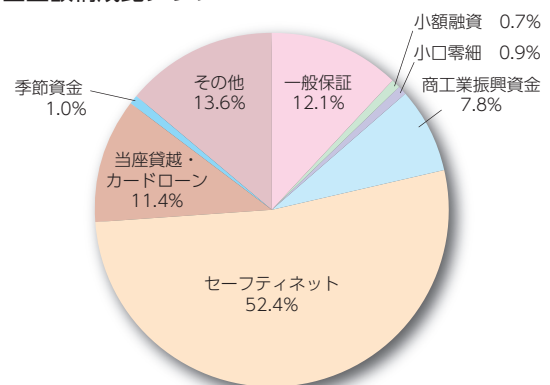
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	5,721	58,354	71.6
小額融資	979	3,482	58.0
小口零細	3,063	4,594	69.0
商工業振興資金	2,187	37,741	82.6
セーフティネット	12,543	253,694	698.9
当座貸越・カードローン	7,251	55,331	90.6
季節資金	306	4,664	69.0
その他	4,076	65,933	136.6
合計	36,126	483,793	165.8

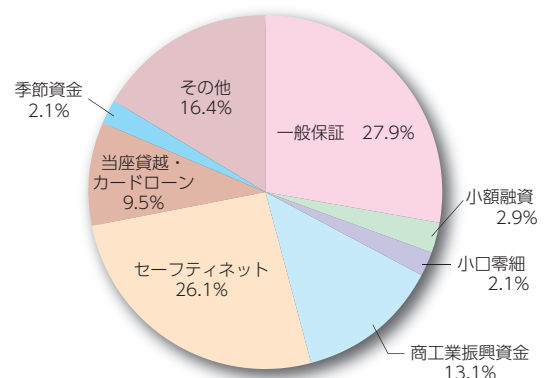
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	76	636	71.0
小額融資	16	67	100.2
小口零細	27	47	97.8
商工業振興資金	19	298	110.0
セーフティネット	50	596	61.0
当座貸越・カードローン	44	216	77.7
季節資金	4	48	54.8
その他	36	375	67.6
合計	272	2,283	72.4

■金額構成比グラフ

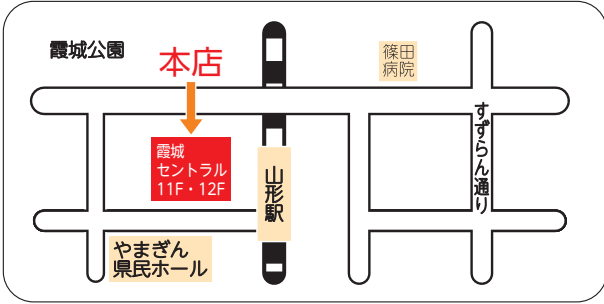


※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

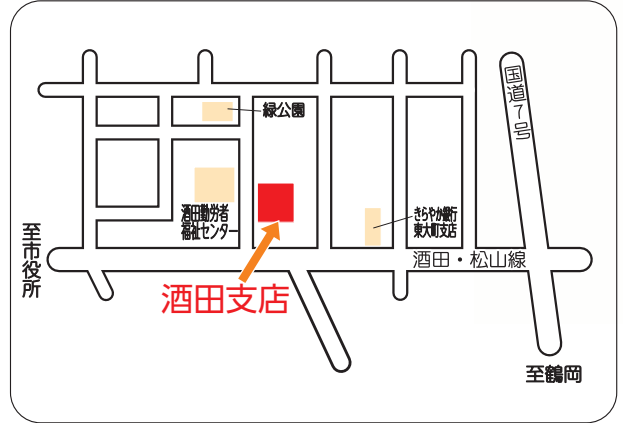
# 営業店舗のご案内

◎**本店** 〒990-8580  
山形市城南町一丁目1番1号  
霞城セントラル内

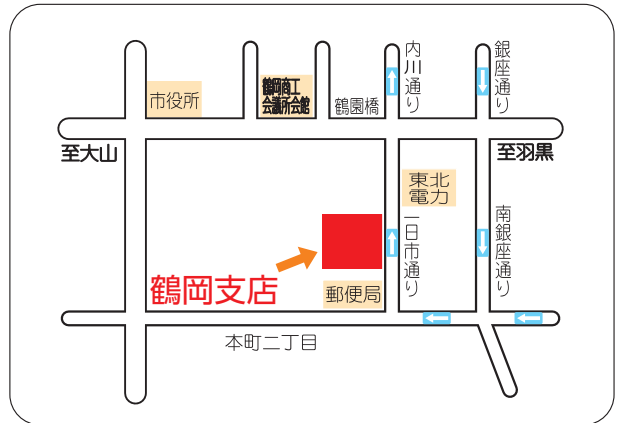
12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245  
(システム経理課) TEL 023-647-2246  
企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247  
11F 管理部 (管理回収課) TEL 023-647-2241  
(代位弁済課) TEL 023-647-2248  
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201  
  
11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240  
FAX 023-646-2883



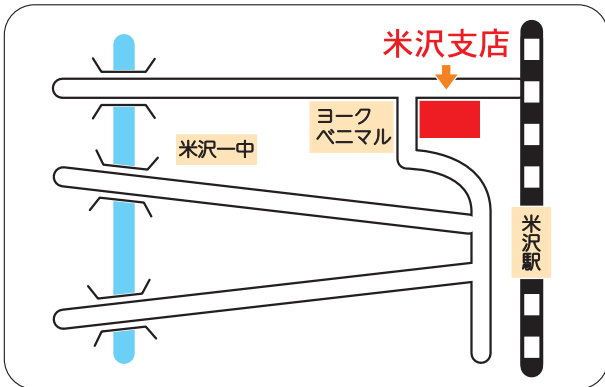
◎**酒田支店** 〒998-0858  
酒田市緑町20番60号  
TEL 0234-22-7644  
FAX 0234-24-3315



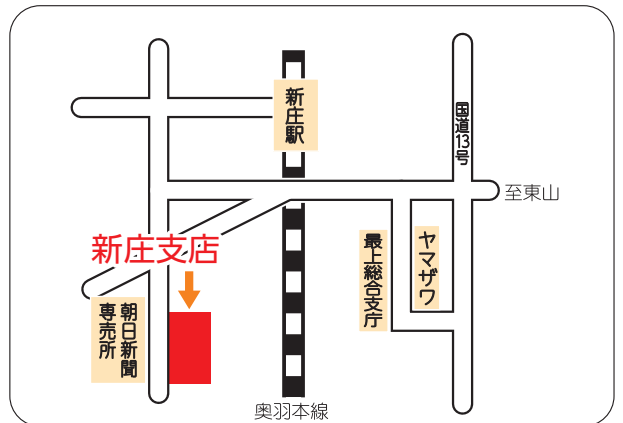
◎**鶴岡支店** 〒997-0034  
鶴岡市本町二丁目7番5号  
TEL 0235-22-6122  
FAX 0235-24-6388



◎**米沢支店** 〒992-0027  
米沢市駅前三丁目1番91号  
TEL 0238-23-7630  
FAX 0238-24-5647



◎**新庄支店** 〒996-0031  
新庄市末広町8番21号  
TEL 0233-22-3171  
FAX 0233-22-7035



◎**長井支店** 〒993-0011  
長井市館町北6番27号  
TEL 0238-84-1674  
FAX 0238-84-1012

